

改良復旧事業の手引（案）

目 次

1 改良復旧事業の概要	1
はじめに——制度全般の概要と沿革.....	1
1-1 河川等災害関連事業(関連).....	7
1-1-1 関連事業の概要.....	7
1-1-2 関連事業の推移.....	9
1-2 災害復旧助成事業(助成).....	10
1-2-1 助成事業の概要.....	10
1-2-2 助成事業の推移.....	12
1-3 河川等災害関連特別対策事業(災特).....	13
1-3-1 災特事業の概要.....	13
1-3-2 災特事業の推移.....	14
1-4 特定小川災害関連環境再生事業(小川関連).....	15
1-4-1 特定小川災害関連環境再生事業の概要.....	15
1-4-2 小川関連の沿革.....	16
1-5 一定計画による災害復旧事業(一定災).....	17
1-5-1 一定災の概要.....	17
1-5-2 一定災の沿革.....	17
1-6 改良復旧の事業手法の検討.....	18
1-6-1 概 要.....	18
1-6-2 災害復旧事業.....	18
1-6-3 改良復旧事業.....	18
1-6-4 河川災害復旧等関連緊急事業(復緊事業).....	18
1-6-5 激甚災害対策特別緊急事業(激特事業).....	18
2 災害復旧事業の申請にあたり	21
2-1 環境と調和した災害復旧.....	22
2-1-1 美しい山河を守る災害復旧基本方針.....	22
2-1-2 美しい海辺を守るガイドライン(案).....	23
2-2 改良事業に関連した制度.....	26
2-2-1 越水させない原形復旧.....	26
2-2-2 河川災害復旧等関連緊急事業(復緊事業).....	33

3 改良復旧事業申請の考え方	35
3-1 日頃の心構え	35
3-2 事業選定.....	37
3-2-1 事業選定に当たっての留意事項.....	37
3-2-2 砂防における天然河岸の取扱い.....	38
3-3 調査・計画検討の進め方.....	41
3-4 一定計画による改良復旧.....	43
3-4-1 一定計画による改良復旧.....	43
3-4-2 事業区間の選定.....	43
3-4-3 計画規模の決め方.....	44
3-4-4 河川・砂防工事.....	45
3-4-5 海岸工事.....	49
3-4-6 急傾斜地崩壊防止工事.....	51
3-5 多自然川づくりアドバイザー制度.....	52
3-5-1 適用範囲.....	52
3-5-2 アドバイザー派遣までの全体的な流れ.....	52
3-5-3 本制度の実施にあたっての留意点.....	53
3-5-4 その他.....	53
3-6 用地の取扱い.....	56
3-7 他の改良計画等との調整.....	56
3-7-1 他の改良計画等の取扱い.....	56
3-7-2 他事業との調整.....	56
3-7-3 別途費の扱い.....	56
4 事業の申請から現地調査まで	57
4-1 河川等災害関連事業(関連)	57
4-1-1 要 旨.....	57
4-1-2 事業の目的.....	57
4-1-3 事業の対象.....	57
4-1-4 事業主体.....	57
(1) 河川・海岸・急傾斜地・道路・橋梁.....	57
(2) 砂防設備.....	58
(3) 地すべり防止施設.....	58
4-1-5 採択基準.....	58
(一) 一般基準(査定方針第19第1項(一)).....	59
(1) 限度額.....	59
(2) 他の改良計画との関係.....	59
(3) 関連事業の効果.....	59
(二) 工事別採択基準(査定方針第19第1項(二)).....	59

(1) 河川工事(査定方針第19第1項(イ))	60
(1) 一定計画の改良[(イ)の項]	61
(2) 一定計画によらない改良	67
(2) 海岸工事(査定方針第19第1項(ロ))	75
(1) 一定計画の改良[(ロ)の項]	75
(2) 一定計画によらない改良	77
(3) 砂防工事(査定方針第19第1項(ハ))	83
(1) 一定計画の改良[(ハ)、(イ)の項]	83
(2) 一定計画によらない改良	88
(3) 砂防関連と河川関連の調整	89
(4) 地すべり防止工事(査定方針第19第1項(ニ))	91
(5) 急傾斜地崩壊防止工事(査定方針第19第1項(ホ))	93
(1) 一定計画の改良[(ロ)の項]	93
(2) 一定計画によらない改良	93
(3) 受益者負担	94
(6) 道路工事・橋梁工事(査定方針第19第1項(ヘ・ト))	98
(1) 道路工事の場合(査定方針第19第1項(ヘ))	99
(2) 橋梁工事の場合(査定方針第19第1項(ト))	111
4-1-6 関連事業の留意事項	118
(1) 関連工事費の限度額について	118
(2) ミニ関	118
(3) 1:1オーバーについて(関連工事費が災害費を上回る場合)	118
(4) 親災害の取扱い	119
(5) 地権者の同意取付	120
(6) 関連事業の工法	120
4-1-7 事務手続き	121
4-1-8 事業要望	127
4-1-9 現地調査	128
(1) 本関の現地調査	128
(2) ミニ関の現地調査	128
4-1-10 事前打合せ	129
(1) 必要書類(調書)	129
(2) 調書作成の際に留意すべき事項	137
【地域関連】	
4-1-11 要 旨	139
4-1-12 地域関連の目的	139
4-1-13 事業の対象	140
4-1-14 採 択 基 準	141
(1) 総工事費のうち関連工事費の占める割合	141
(2) 上限額、下限額の適用	141

(3) 工事別採択基準の適用	141
(4) その他の基準の適用	142
(5) 地域関連の組み合わせ	142
(6) 計画策定上の留意点	148
4-1-15 地域関連要望に当たっての留意事項	150
(1) 採択要望の仕方	150
(2) 事業費の算定	151
(3) 二以上の工事箇所の考え方	151
(4) 採択基準の考え方	151
(5) 地域関連事業の施行	151
4-1-16 事業要望	151
4-1-17 現地調査	151
4-1-18 事前打合せ	151
4-1-19 地域関連調査の記載要領の留意事項	152
4-2 災害復旧助成事業(助成)	153
4-2-1 要 旨	153
4-2-2 事業の目的	153
4-2-3 事業の対象	153
4-2-4 計画上の留意点	153
(1) 助成事業区間の選定について	153
4-2-5 採 択 基 準	154
(1) 採 択 基 準	154
(2) 1 : 1を越えるものの採択	155
(3) 他の改良計画区間に関係のある採択	157
(4) 河川助成事業の事例	158
(5) 特殊な採択事例	184
4-2-6 経済効果の算定方法	188
(1) 効 果 比	188
(2) 妥当投資額	192
4-2-7 事務手続の流れ	193
4-2-8 事業要望	194
4-2-9 現地調査	194
4-2-10 事前打合せ	194
4-3 河川等災害関連特別対策事業(災特)	197
4-3-1 事業の目的	197
4-3-2 事業の対象	197
4-3-3 採 択 基 準	198
(1) 採 択 基 準	198
(2) 改良復旧箇所との関係	198
(3) 事業主体	198

(4) 事業費	200
(5) 他の改良計画区間に関係のある採択	200
(6) 許可工作物の取扱い	200
(7) 採択方法	201
4-3-4 経済効果の算出方法	201
(1) 経済効果の算出方法	201
(2) 経済効果の算出例	202
4-3-5 事務手続の流れ	205
4-3-6 事業要望	205
4-3-7 現地調査	205
4-3-8 事前打合せ	207
4-3-9 資料の作成に当たっての留意事項	207
4-3-10 河川整備計画への位置づけ等	208
4-3-11 その他	209
4-4 特定小川災害関連環境再生事業(小川関連)	210
4-4-1 要 旨	210
4-4-2 事業目的	211
(1) 目 的	211
4-4-3 事業の対象	211
4-4-4 採択基準	211
(1) 採択基準	211
(2) 地域の状況	211
(3) 小規模な河川の状況	212
(4) 採択時期	212
4-4-5 採択に当たっての留意点	212
4-4-6 事務手続の流れ	215
4-4-7 事業要望	215
4-4-8 現地調査	216
4-4-9 事前打合せ	216
4-4-10 資料作成に当たっての留意事項	216
(1) 取りまとめ	216
(2) 記載要領	217
4-5 一定計画による災害復旧事業(一定災)	220
4-5-1 一 定 災	220
4-5-2 事業の目的	220
4-5-3 採択基準	220
(1) 一定計画区間の取り方	220
(2) 決壊率の算出	222
4-5-4 一定災として申請する場合の留意事項	222
(1) 助成・関連との関係	222

(2) 図面等の作成	222
(3) 河川・砂防・海岸の一定災	223
(4) 道路の一定災	223
(5) 支川の取扱い	223
(6) 地すべり防止施設又は急傾斜地崩壊防止施設の一定災	224
(7) 実施計画協議	224
(8) 適用例	225
5 事業の執行	229
5-1 事務の流れ	229
5-2 年度予算配分要望	231
5-2-1 標準進度	231
5-2-2 年度予算配分要望の留意点	231
5-3 河川整備計画への位置づけ等	232
5-4 毎年度事業費内定通知	234
5-4-1 予算成立と内定通知	234
5-5 補助金等の交付申請等	235
5-5-1 交付申請	235
(1) 交付決定の単位	235
(2) 交付申請の手続	235
(3) 交付申請書と添付書類	236
5-5-2 年度実施計画	237
(i) 年度実施計画の内容	237
(1) 打合せの時期・担当	237
(2) 打合せのポイント	238
(3) 審査表	238
(ii) 必要書類	238
(iii) 資料作成に当たっての留意事項	239
(1) 災害関連事業に含まれる災害費の更正(改-5)	239
(2) 災害関連事業経緯表(様式関-9)	242
(3) ブロックの更正について	242
(4) 図面の作成要領	242
(5) その他	242
5-5-3 交付申請書の受理と審査	242
5-5-4 交付決定	243
(1) 交付決定通知書	243
(2) 交付決定の条件	243
5-5-5 補助金等交付決定額の経費の配分及び内容の変更申請	243
(1) 軽微な変更の範囲	244
(2) 経費の配分の変更	244

(3) 内容の変更	245
5-5-6 補助事業の完了予定日の変更	246
5-5-7 いわゆる施越工事	246
5-5-8 年度実施計画承認申請	249
(1) 年度実施計画承認申請	249
(2) 年度実施計画の変更	249
(3) 申請に当たっての留意事項	249
5-5-9 全体計画(事業計画)の変更	249
5-6 計画区域内の新規災害の取扱い	250
(1) 助成事業	250
(2) 関連事業	250
5-7 再調査	255
5-8 補助事業の完了	257
5-8-1 実績報告(適化法第14条)	257
(1) 完了実績報告書(補助事業が完了した場合)	257
(2) 廃止実績報告書(補助事業の廃止の承認を受けた場合)	258
(3) 年度終了実績報告書(国の会計年度が終了した場合)	258
(4) 市町村(指定都市を除く。)施行事業に係る実績報告	258
5-8-2 補助金等の額の確定(適化法第15条)	258
5-8-3 完了検査	258
(1) 完了検査における主な検査事項	259
5-8-4 関連費と災害費の精算	259
5-8-5 補助金の返還(適化法第18条)	261
5-8-6 分割施工について	261
5-9 予算の繰越	265
5-9-1 繰越の種類	265
(1) 明許繰越	265
(2) 事故繰越	266
5-9-2 繰越手続	267
5-9-3 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担(翌債)	267
6 様式集	269

《 事 例 目 次 》

(関 連)

河川工事 (査定方針第19第1項(イ))

一定計画の改良 [(ホ)の項]

吉野川 (山形県)	63
雫石川 (岩手県)	64
平田川 (宮崎県)	65
前山川 (兵庫県)	66

一定計画によらない改良

七川 (新潟県)	71
川上川 (岐阜県)	72
内部川 (三重県)	73

海岸工事 (査定方針第19第1項(ロ))

一定計画の改良 [(ニ)の項]

北檜山海岸 (北海道)	76
-------------------	----

一定計画によらない改良

国府地区 (三重県)	78
小松海岸 (石川県)	80
九十九里・南九十九里1号海岸 (千葉県)	82

砂防工事 (査定方針第19第1項(ハ))

一定計画の改良 [(ニ)、(ホ)の項]

ニッ屋谷砂防 (岐阜県)	85
布勢川 (島根県)	86

砂防関連と河川関連の調整

小栢川 (長野県)	90
-----------------	----

地すべり防止工事 (査定方針第19第1項(ニ))

富士見平地区 (長野県)	92
--------------------	----

急傾斜地崩壊防止工事 (査定方針第19第1項(ホ))

受益者負担

地原急傾斜地崩壊防止施設 (石川県)	95
岩間一里野線 (石川県)	96

道路工事・橋梁工事 (査定方針第19第1項(ニ)へ・ト)

道路工事の場合 (査定方針第19第1項(ニ)へ)

市原天津小湊線 (千葉県)	100
都城北郷線 (宮崎県)	101
一般国道249号 (石川県)	103
(主)静岡焼津線 (静岡県)	105

村道第14号線 (東京都)	107
米沢南陽白鷹線 (山形県)	108
宇治淀線淀大橋 (京都府)	109
苦楽園口橋 (兵庫県)	110

橋梁工事の場合 (査定方針第19第1項(ト))

粟田橋 (兵庫県)	112
井口谷橋 (徳島県)	115
初音橋 (北海道)	117

【地域関連】

中沢川・刈安川 (山形県)	144
土谷川・土谷橋 (長野県)	146

(助 成)

津和野川 (島根県)	159
不知火海岸 (熊本県)	160
日高胆振沿岸白老海岸 (北海道)	161
刈谷田川 (新潟県)	164
能代川 (新潟県)	166
三隅川 (島根県)	168
川棚川 (長崎県)	170
黒瀬川・長谷川 (広島県)	172
浅水川 (青森県)	174
五十嵐川 (新潟県)	176
黒部川 (千葉県)	179
寺沢川 (青森県)	180
雪谷川 (岩手県)	181
郡・津布田海岸 (山口県)	182
野崎海岸 (熊本県)	183
通船川、栗の木川 (新潟県)	187

(災 特)

高谷川 (広島市)	204
-----------------	-----

(小川関連)

早川の沢川 (北海道)	213
牧佐内川 (石狩市)	214

(一定災)

余笹川 (栃木県)	226
唐沢川 (山梨県)	227

